

健康保険法改正要求運動に関する件

本部提案

一 理由

健康保険法はブルジョアジーが労働者をゴマカシ労働者の最大能力を
搾り取らうとする一つの欺瞞的法律であるとは去へ現在の所では労働者
の生活を最小限に保証する一つの法律であることに変わりはない。
健康保険法が制定されてから幾度も労働組合 無産党の大会などで
その改正が論議決定されたが知れないが、この力が強い労働者大衆の
運動となつて現はれたことは僅かに旧評議会当時一度見ただけ
である。健康保険法が工場鉱山の全労働者の日常生活に密着な関係
のある法律であり且つこの実施以来労働者の不満を爆発せしむ
べき幾多の不備欠陥が露出されたにも拘らず、この力が改正のため
労働者の大衆運動が活発に起らないのは何故か、此処に労働者の
健康保険法に對する正しい理解が欠けてゐることを見ない訳には

No. 29

は行かない。

吾々は概んはブルジョアジーの労働者欺瞞のための施設であつても此
を労働者の利益のために転換せしめ得るならはそのため努力し
なければならぬ。労働者が現在の様に健康保険法に對して消極的
態度を取つてゐるならばブルジョアジーは僅かばかりの労働者の利
益の規定をその範圍を縮小しやうとするに遠慮ない。現に六十五
議會に提案された政治の改正案は被保険者の範圍の拡大と七か
點にかく水て保険給付の率を著しく低下しやうとせんとする。
吾々は健康保険法の欠陥を正しく指摘し改正の要項を明示して
労働者大衆に訴へ労働者の大衆的力に依つて同法に規定せる勞
働者の利益を最大限に拡大確保するようにしなければならぬ。

No. 30

二 改正の要點

一 健康保険法を資本家階級の恩惠的施設だと言ふやうな事象を